

清須市精神障害者医療費支給条例（平成20年清須市条例第3号）による精神障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	愛知県
3. 市区町村名	清須市
4. 届出番号	14
5. 独自利用事務の事例番号	108-1：重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	清須市精神障害者医療費支給条例（平成20年清須市条例第3号）による精神障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年清須市条例第30号）別表第1第4の項 清須市精神障害者医療費支給条例（平成20年清須市条例第3号）による精神障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第1条	清須市精神障害者医療費支給条例（平成20年清須市条例第3号）第1条

⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、（障害者及び障害児）が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の（福祉の増進）を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	この条例は、（精神障害者）の（福祉の増進）を図るため、精神障害者の医療費の支給について必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		清須市精神障害者医療費支給条例（平成20年清須市条例第3号） 清須市精神障害者医療費支給条例施行規則（平成20年清須市規則第4号）

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項6号	清須市精神障害者医療費支給条例(平成20年3月28日清須市条例第3号)第7条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	精神障害者医療費受給者証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項6号 ^ホ	清須市精神障害者医療費支給条例(平成20年3月28日清須市条例第3号)第2条、第3条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項6号 ^ハ	清須市精神障害者医療費支給条例(平成20年3月28日清須市条例第3号)第5条第2号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等

③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項6号ト	清須市精神障害者医療費支給条例(平成20年3月28日清須市条例第3号)第5条第3号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項6号	清須市精神障害者医療費支給条例(平成20年3月28日清須市条例第3号)第7条及び清須市障害者医療費支給条例施行規則(平成20年3月28日清須市規則第4号)第4条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	精神障害者医療費受給者証の交付の更新申請に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項6号ホ	清須市精神障害者医療費支給条例(平成20年3月28日清須市条例第3号)第2条、第3条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項6号ハ	清須市精神障害者医療費支給条例(平成20年3月28日清須市条例第3号)第5条第2号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項6号ト	清須市精神障害者医療費支給条例(平成20年3月28日清須市条例第3号)第5条第3号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務3		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項6号	清須市精神障害者医療費支給条例(平成20年3月28日清須市条例第3号)第10条第1項
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	精神障害者医療費受給者資格の変更に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項6号ホ	清須市精神障害者医療費支給条例(平成20年3月28日清須市条例第3号)第2条、第3条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項6号ハ	清須市精神障害者医療費支給条例(平成20年3月28日清須市条例第3号)第5条第2号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

特定個人情報3		
---------	--	--

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項6号ト	清須市精神障害者医療費支給条例(平成20年3月28日清須市条例第3号)第5条第3号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報

備考	
----	--

届出情報

届出日	2024年01月05日
独自利用事務の対象者	精神障害者
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2023年12月27日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	